

財務省告示第二百二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年五月三十日に発行した利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十七年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第四十六

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

の法律及びそ 第二十六年法律第一百一号）第十一

三 振替法の適 号）第五十一条 会 計 法（明治三十九年法律第六

用 等 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号。以 下

四 発行方法 札（以下「価格競争札」とい

争入札発行」という。）、「価格競争

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行（以下「

競争入札発行」という。）、「非

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

競争入札と同時に行われる入札

五

方募

入 決 定 の

法 入

札 格 競 争

入 札 行 争

非 競 争 入

札 発 行 入

国 債 市 場

特 別 参 加 場

者 ・ 第 一 次

非 競 争 入

札 格 競 争

行 入 札 行 争

国 債 市 場

特 別 参 加 場

者 ・ 第 一 次

非 競 争 入

札 格 競 争

行 入 札 行 争

入 札 行 争

六

イ

発

入 札 行 争

札 格 競 争

行 入 札 行 争

額 行 争

額 行 争

額 行 争

額 行 争

額 行 争

額 行 争

を定めるものによる発行（以下
 一、国債市場特別参加者（非
 二、価格競争入札発行」という。）
 三、及び
 四、した後に行われる入札であつ
 五、て、財務大臣が各国債市場特別
 六、参加者ごとに応募限度額を定め
 七、るものによる発行（以下、国債
 八、市場特別参加者・第一非価格競
 九、争入札発行」という。）
 十、）
 十一、も申込みのうち応募価格の高
 十二、当てる。応募額を順次割り
 十三、各申込みの応募額を案分によ
 十四、り
 十五、割り当てられる。
 十六、各国債市場特別参加者ごとの
 十七、募集限度額の範囲内において各
 十八、申込みの応募額を割り当てら
 十九、る。
 二十、

額面金額で一兆八千八百一十億
 二十一、円
 二十二、うち、財政法第一項の規定に基
 二十三、づき
 二十四、発行した利付国債に
 二十五、は、
 二十六、額面金額で千億三千七百十
 二十七、万
 二十八、円、
 二十九、国債整理基金特別会計法第五
 三十、条

七
払
込
金
額

行

二

争非者特国行
入価・別債
札格第参市
発競加場

千
八
百
六
億
四
千
五
百
七
十
九
万
円

八

口

争非者特国札非入
入価・別債発競札
札格第参市行争
発競加場入行

一
兆
八
千
七
百
五十
億
四
千
三
百
九十
万
円

二

争非者特国行
入価・別債
札格第参市
発競加場

千
八
百
七
十
億
円
利
付
国
債
に
つ
い
て
、
額
面
金
額
で

八

口

争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競加場

千
六
百
七
十
三
億
円
利
付
国
債
に
つ
い
て
、
額
面
金
額
で

札非
発競
行争
入

二
百
三
十
三
億
六
千
百
万
円
利
付
国
債
に
つ
い
て
、
額
面
金
額
で
万
円
で
一
兆
七
千
八
百
三十
億
円
利
付
国
債
に
つ
い
て
、
額
面
金
額
で
第
一
項
の
規
定
に
基
づ
き
計
法
第
五
条
第
一
項
の
規
定
に
基
づ
き
計
法
第
五
条
第
一
項
の
規
定
に
基
づ
き
計
法
第
五
条
第
一
項
の
規
定
に
基
づ
き
計
法
第
五
条
第
一
項
の
規
定
に
基
づ
き
計
法
第
五
条

八 九
 最 額 振替
 行 額 單 位

十 十
 一 一
 發 行 行 格 日

口
 入 札 發 行 格 日

非 競 争 入 札 發 行 格 日

非 者 特 國 札 非 入 札 發 行 格 日

争 入 札 發 行 格 日

行 及 び 國 發 行 格 日

債 市 場 特 別 者 加 入 札 發 行 格 日

別 參 加 非 者 加 入 札 發 行 格 日

・ 第 一 非 者 加 入 札 發 行 格 日

・ 第 一 非 者 加 入 札 發 行 格 日

入 札 發 行 格 日

利 率

の 經 過 子

の 払 込 み

係(二) 發行時において、その利子に

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{71}{365}$$

(一) 年 ○ 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は、払込金額に追加した金額を次の算
 式により計算出した金額を第二算
 式により規定する期間に払い込
 むものとする。

五 万 円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最も額面金
 額の整数倍の金額によるものと
 する。平成十七年五月三十日

格 十 額 十 額
 七 面 六 面
 銭 金 銭 金
 額 額 以上 額
 百 円 の 円
 円 につき ぞ 九
 九 十九 十九
 円 円 円
 九 九 九
 九 九 九

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限
					後第二期以後の第二期子

平成十七年五月三十日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額百円につき百円

平成二十二年三月二十日

利子を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を、その期とし、各支払期にお

毎、年三月二十日及び九月十日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

す、次、その、が、金、と、平、す、税、は、算、る、者、国、十、た、て、記、の、

る、号、の、銀、額、し、成、る、の、外、出、場、が、債、を、金、を、載、と、

期、及、の、行、を、し、十、七、税、国、合、非、を、乗、を、は、は、又、し、

日、び、翌、休、支、次、年、率、法、に、居、を、発、じ、か、前、記、振、

に、第、業、日、払、の、七、を、人、に、住、行、た、ら、記、替、

つ、十、に、に、う、算、年、を、が、者、時、金、当、の、の、口、

い、六、に、に、。、式、九、を、適、又、に、額、該、算、さ、座、

て、号、に、支、た、に、月、に、用、は、お、へ、金、に、式、れ、簿、

同、お、払、た、よ、二、十、を、該、の、外、いた、た、に、よ、る、中、

じ、い、う、と、し、日、日、非、国、た、だ、に、り、の、の、

て、以、へ、支、算、を、算、法、取、し、百、分、の、出、つ、

規、下、は、支、出、居、得、当、の、算、し、

定、は、は、払、し、者、者、又、該、二、し、

除、は、は、期、た、又、得、り、有、る、該、二、し、

控、を、を、除、

十四 初期利子